

税制の国際的潮流と 抜本的税制改革

経団連シンポジウム(平成19年11月27日)
中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート代表
森信茂樹

世界税制改革の潮流

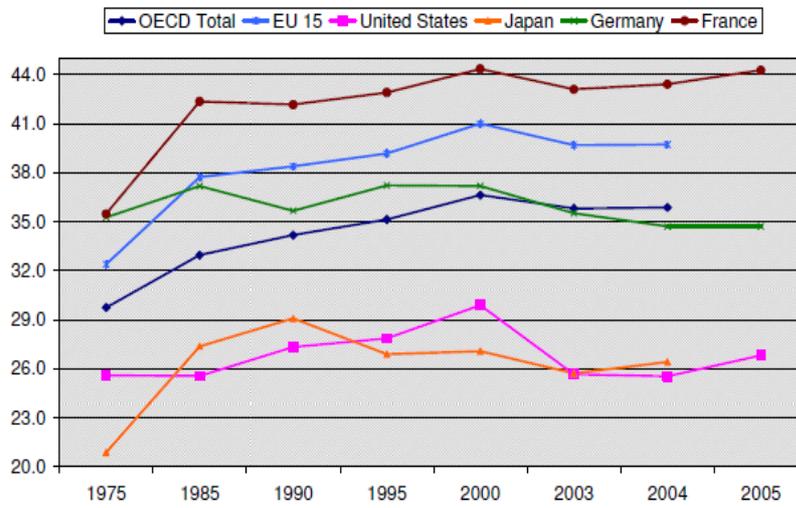
その1 公平から効率へ

- 所得税率・法人税率の引き下げ
- 資本所得の分離・低率課税

その2 税と社会保障の一体化

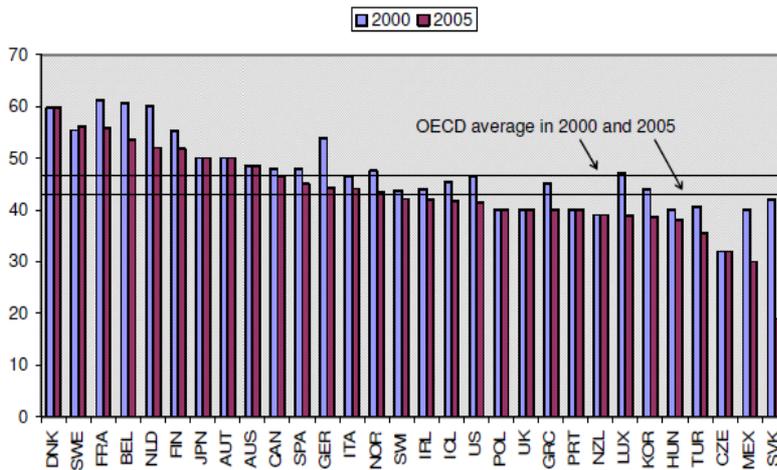
- 税制の所得再分配機能低下への対応
格差問題、就労促進、少子化対策としての
給付付税額控除の導入・拡充

Figure 1. Tax-to-GDP Ratios in the OECD-area¹ (1975-2005)



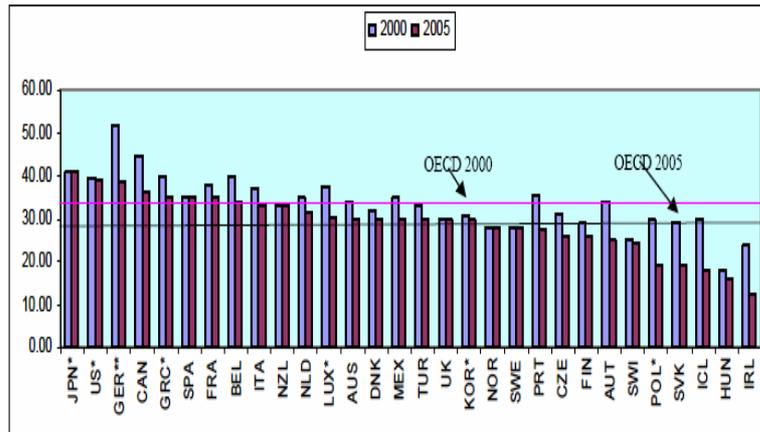
1. 2005 figures are lacking for some countries.
Source: OECD (2006c)

Figure 4. Top statutory personal income tax rates on wage income¹ (2000 and 2005)



1. The statutory personal income tax rate on wage income applicable at the highest income threshold for single individuals.
Source: OECD Tax Database 2006.

Figure 3. Statutory Corporate Income Tax Rates, 2000 and 2005¹



- 1) 2004 figures for countries marked * (for the US sub-central rates in 2005 are assumed to be equal to those in 2004). The government in Germany (**) has recently proposed to reduce the federal rate from 25 to 19 per cent, which will reduce the combined rate to from 38.9 to 33.6 per cent if implemented.

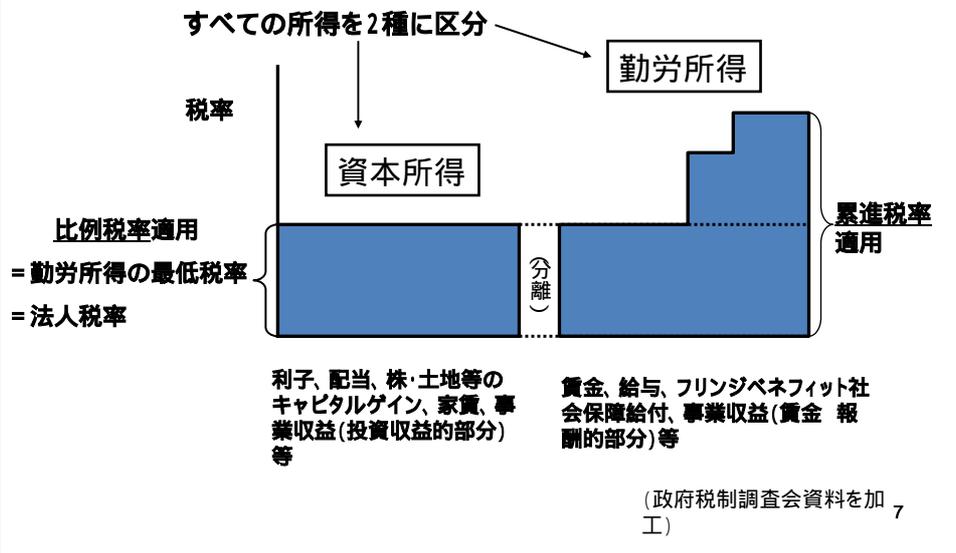
Source: OECD (2005b).

ドイツの税制改革

- 財政再建のための付加価値税の引き上げ(2007)
VAT16%から19%へ、1%分は失業保険料の引き下げへ充当。あわせて所得税最高税率を引き上げ(42%から45%)
- 国際競争力確保のための法人税改革(2008)
法人実効税率を39%から30%へ
法人税は25%から15%へ
- 二元的所得税・金融所得一元課税(2009)
利子・配当・キャピタルゲイン25%の源泉分離課税

二元的所得税

—S.Crossen, "Dual Income Tax"(1997)に基づく概念図—



米国税制改革案の比較

	第1案—簡素な所得税制案	第2案—成長及び投資税制案
家計		
税率	15、25、30、33%	15、25、30%
受取り配当	非課税	15%で課税
株式譲渡益	4分の1だけ総合課税	15%で課税
受取利子	総合課税	15%で課税
(注) 1案も2案も、税率構造を簡素化、代替ミニマム税を廃止、住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除については、整理・縮減。人的控除(基礎控除、扶養控除に類似)、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除と就労税額控除の2制度に統合。		
法人		
税率	31.5%	30%
事業体への課税	大規模企業は、組織形態に関わらず法人課税	あらゆる事業体について同等に課税
投資	簡素な加速度償却	即時損金算入
支払利子	現行どおり	金融機関以外控除できず
受取利子	現行どおり	金融機関以外非課税
国際課税	外国所得非課税	仕向け地課税(国境調整)

背景

- 包括的所得税の問題点が浮き彫りになってきたこと
(課税ベースの狭さ、税制の複雑さ、足の速い所得の問題、租税回避の蔓延等)
- 二重課税の問題、直接金融と間接金融の中立性の問題が、貯蓄・資本不足経済のもとでクローズアップされてきたこと(インフレーションの脱落等)
- 代替りの税制として、消費課税の分野において、選択肢が出てきたこと
フラットタックス、Xタックス、二元的所得税(金融・資本所得を分離して軽課)、小売売上税、VAT、IRA

9

新たな潮流その2 税と社会保障の一体化

- ・税制の効率化・消費課税化、国際競争の激化等による所得格差の拡大から所得再分配機能再構築の必要性
- ・モラルハザードを生む「大きな政府」政策への回帰をやめて、高齢化のもとでの財政資金の効率的活用
- ・貧困対策・就労促進、少子化対策としての給付付税額控除の導入・拡充(税と社会保障の一体化)

10

給付付税額控除の利点

- 第1に、社会保障給付と税額控除をセットにするので、給付額と課税最低限が連動し効率的・効果的な政策となる。
- 第2に、労働時間と給付額・控除額をリンクさせる事により労働インセンティブを高め就業を促進する。働かなくても給付が受けられるモラルハザードを縮小させる。
- 第3に、所得控除を税額控除に改めることにより、課税ベースの浸食を防ぎ低所得層に恩恵を集中させ、所得再分配機能を高める。

11

具体的進め方

まず・・

所得控除から税額控除へ、「児童税額控除」を創設する
今後拡大することにより、児童手当(毎月5千円、1万円)、
児童扶養手当等と一体設計せよとの議論

次に・・

・消費税の逆進性対策の必要時に「給付付き税額控除」を導入
・給与所得控除を削減しつつ勤労税額控除に替える
・税と年金の徴収の一元化を前提に、税・年金保険料負担の
範囲内で(給付なしで)「勤労税額控除」を創設。

制度設計は・・

・「最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、税・
社会保険料控除後所得が貧困ラインを超えること」を目標と
すべき
・中期のプランを立てつつ、「所得控除を税額控除に変えていく
」ことから実施に移していくこと

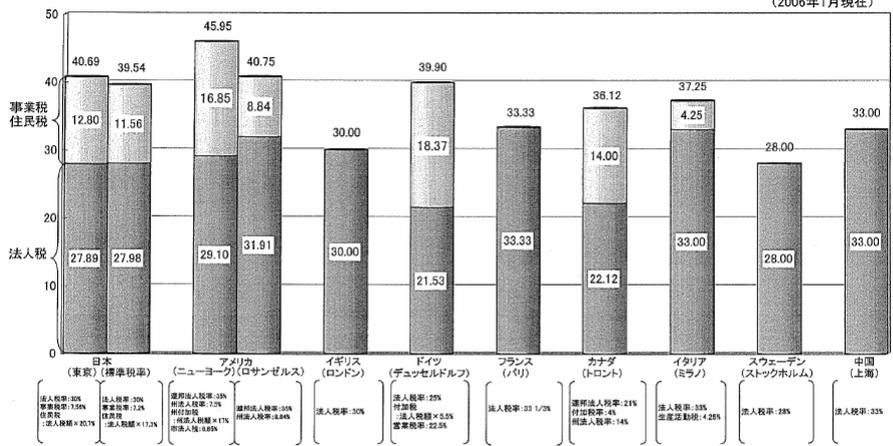
(注) 貧困ラインー全世帯の平均所得の半分以下の所得の世帯

法人課税の検討に当たって

- わが国法人の負担は高いか
法人実効税率による比較、社会保険料を含めた比較
低下する米国法人実効税率
- 法人税引き下げの論理と減税効果
投資増・生産性向上・雇用増・国際競争力
他国に流出した企業所得の取り戻し
外国企業の対日投資の呼び込み
減税分は、投資・配当・賃金増？
- 地方分権・税源移譲論と地方法人課税(2税)の見直し
- 歳出・歳入一体改革との整合性
税収中立での改革は可能か
10%引き下げには5兆円の財源

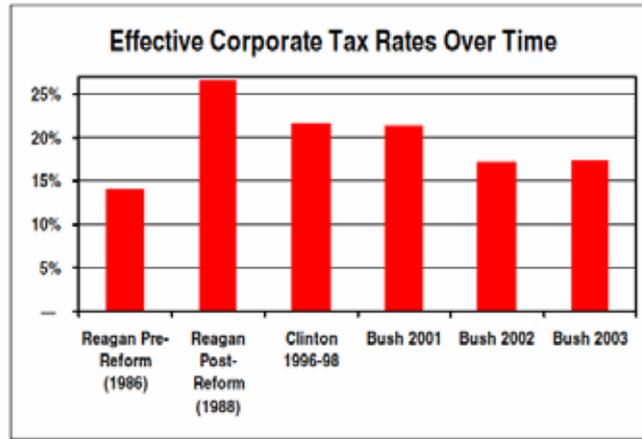
法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)

(2006年1月現在)



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値税及び資本割が課される。
 3. アメリカでは、一部の州で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。
 4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(90:10)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に對し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは45%)を乗じて税額が算出される。
 5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3%)が課され、法人利益社会税をきめた実効税率は34.4%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から75%の控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたっては控除前額が用いられている)。なお、法人所得課税のほか、法人営業課税及び職業税(地方税)が課される。
 6. カナダの連邦法人税の基本税率は38%であるが、非法人税額控除(課税所得の10%相当額)及び一般法人税額控除(課税所得の7%相当額)が控除されるため、税率は21%となる。なお、付加税は連邦税であり、連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除を控除した後の額の4%が課される。また、州法人税の税率は業種により異なり、一部の業種では2%となる。
 7. イタリアの法人税は連邦税、生産定率税は州税である。なお、生産活動税の課税所得には人員費及び支払利息等が含まれる。
 8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(国庫として30%)である。

275社の法人実効税率の推移



出典Corporate Income Taxes in the Bush Years

15

我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域

対外直接投資

(単位:億円)

	国・地域	直接投資残高 (2006年末)	直接投資(フロー)	
			2005年	2006年
1	アメリカ	186,004	13,599	10,834
2	オランダ	54,012	3,620	9,940
3	イギリス	37,595	3,221	8,424
4	中国	36,052	7,262	7,172
5	ケイマン諸島	25,469	4,260	3,347
6	タイ	17,647	2,355	2,307
7	シンガポール	16,969	634	444
8	フランス	15,536	607	978
9	オーストラリア	14,486	693	547
10	韓国	12,688	1,966	1,768
11	ベルギー	11,452	-224	163
12	ブラジル	9,310	1,069	1,654
13	香港	9,247	1,963	1,755
14	マレーシア	9,232	590	3,455
15	インドネシア	8,868	1,341	864
16	ドイツ	8,818	304	1,312
17	カナダ	8,108	1,189	1,028
18	台湾	7,525	914	571
19	フィリピン	5,058	470	427
20	インド	2,753	298	597

対内直接投資

(単位:億円)

	国・地域	直接投資残高 (2006年末)	直接投資(フロー)	
			2005年	2006年
1	アメリカ	49,833	85	140
2	オランダ	14,478	2,663	-8,612
3	フランス	13,734	-88	322
4	ケイマン諸島	9,989	1,218	-51
5	イギリス	5,929	155	2,093
6	ドイツ	5,449	259	-622
7	シンガポール	5,001	679	1,265
8	スイス	3,139	-908	369
9	カナダ	2,716	-1,098	-3,209
10	香港	2,293	1,129	-2,467
11	ベルギー	2,260	-1,407	1,024
12	ルクセンブルク	1,945	396	-18
13	台湾	1,754	-34	128
14	スウェーデン	882	-72	778
15	イタリア	588	7	56
16	オーストラリア	577	-125	41
17	韓国	503	32	126
18	スペイン	232	48	47
19	中国	119	13	14
20	ロシア	54	-	-

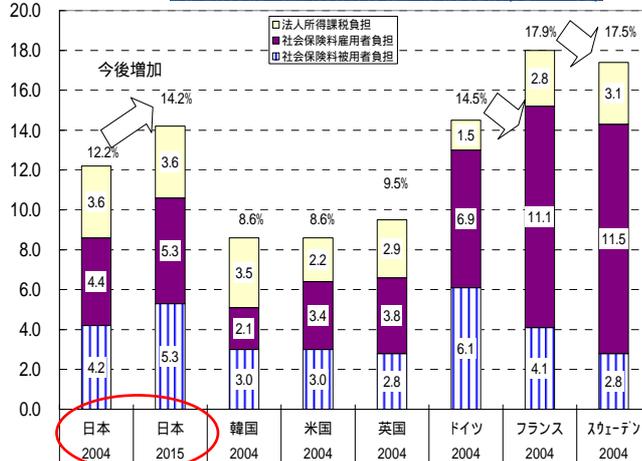
(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。
(出所) 日本銀行「国際収支統計」

2. 法人所得課税と社会保険料を併せた負担

法人所得課税と社会保険料を併せた負担は、ドイツ、フランス、スウェーデンより低いものの、米国、英国、韓国より高い。

(注) 法人所得課税は法人が稼いだ所得に対する負担。社会保険料は賃金に対する負担であり、両者は性格が異なることに注意。

法人所得税と社会保険料負担の国際比較(対GDP比)



【ドイツ】
ドイツ政府は、2007年1月から失業保険料の労使負担率を6.5%から4.2%に引き下げた。
(2007年6月16日 日経新聞朝刊 7面)

【フランス】
サルコジ大統領は、大統領選に際し、週35時間労働の見直しや、残業代割増率の上昇、及びこれにかかる所得税や社会保障関連の企業負担軽減を掲げていた。

(出所) 経済産業省資料(OECD「Revenue Statistics」、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見直し」(平成18年5月))

(備考) 1. 法人所得税、社会保険料被用者・事業主負担をそれぞれ名目GDPで割った数値を国際比較したもの

2. 日本の2015年度の社会保険料被用者・事業主負担については、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見直し(平成18年5月)」の2015年度の保険料負担(対GDP比)に、OECD「Revenue Statistics」における直近の社会保険料の被用者・事業主負担割合をかけたもの。

3. アメリカでは、民間医療保険が主であり、法定福利費は低い。法定外福利費が高くなっているため、企業の実質的な負担は見かけより大きい。